

土木建築委員会会議記録

土木建築委員長 戸高 賢史

1 日 時

平成27年12月10日（木） 午後1時01分から
午後2時58分まで

2 場 所

第1委員会室

3 出席した委員の氏名

戸高賢史、御手洗吉生、志村学、吉富英三郎、木付親次、馬場林、尾島保彦

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

藤田正道、森誠一

6 出席した執行部関係の職・氏名

土木建築部長 進秀人 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第107号議案のうち本委員会関係部分及び第122号議案から第127号議案までについては、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第108号議案のうち本委員会関係部分については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することを全会一致をもって決定した。
- (3) 大分県地域強靱化計画の策定について、おおいた土木未来（ときめき）プラン2015（素案）について及びRORO船の新規航路開設についてなど、執行部から報告を受けた。
- (4) 閉会中の継続調査について、所定の手続をとることとした。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課議事調整班 副主幹 姫野剛
政策調査課調査広報班 主幹 内田潔

土木建築委員会次第

日時：平成27年12月10日（木）13：00～

場所：第1委員会室

1 開 会

2 土木建築部関係 13：00～15：00

(1) 合い議案件の審査

第108号議案 大分県の事務処理の特例に関する条例等の一部改正について

(2) 付託案件の審査

第107号議案 平成27年度大分県一般会計補正予算（第3号）
（本委員会関係部分）

第122号議案 公の施設の指定管理者の指定について

第123号議案 県道路線の認定について

第124号議案 県道路線の変更について

第125号議案 工事請負契約の締結について

第126号議案 工事請負契約の変更について

第127号議案 大分県建築審査会条例の一部改正について

(3) 諸般の報告

①大分県地域強靱化計画の策定について

②おおいた土木未来プラン2015（素案）について

③RORO船の新規航路開設について

④大分県建設業協会の要望内容について

(4) その他

3 協議事項 15：00～15：30

(1) 閉会中の継続調査について

(2) 今後の委員会活動について

(3) その他

4 閉 会

会議の概要及び結果

戸高委員長 ただいまから、土木建築委員会を開きます。

本日は、委員外議員として藤田議員、森議員にも出席をいただいております。

ご多忙のところありがとうございます。発言の際は、各議案及び報告の区切りごとに、挙手の上、私から指名を受けた後、ご発言願います。

まず審査に先立ち、執行部から発言をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

進土木建築部長 まず、お礼を申し上げたいと思います。委員の皆様方には、12月4日、市町村要望に係る県内4カ所、佐伯市から中津市まで長距離にわたる視察を行っていただきまして、まことにありがとうございました。

今回ご指導・ご助言いただきました点につきましては、今後の対応にしっかりと生かしてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、報告でございますけれども、本日の委員会において、建築住宅課永松課長が急病のため、また港湾課の利光ポートセールス推進監が家族に不幸がございまして欠席をいたしております。建築住宅課長の代理としまして同課の亘鍋課長補佐が出席しております。ご了承いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

戸高委員長 さて、本日審査をいただく案件は、今回付託を受けました議案7件、また総務企画委員会から合い議のありました議案1件であります。

それではまず、合い議案件の審査に入ります。

総務企画委員会から合い議のありました第108号議案大分県の事務処理の特例に関する条例等の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

湯地都市計画課長 第108号議案大分県の事務処理の特例に関する条例等の一部改正のうち、土木建築部に関するものについてご説明いたします。

議案書は6から7ページですが、説明は土木建築委員会資料でさせていただきます。

1ページをお開き願います。

まず、(1) 条例の概要ですが、事務処理の特例は、地方自治法の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関し、必要な事項を定めておりますが、このうち、土地区画整理法に基づく事業計画に係る意見聴取に関するものについて改正を行うものでございます。

(2) 条例改正の理由ですが、先般土地区画整理法が改正され、農地等を含む土地区画整理の事業計画に係る意見聴取先が、都道府県農業会議等から市町村に設置された農業委員会等に変更する旨の改正が行われました。

これに伴い、(3) 条例改正の内容にありますとおり、本条例についても所要の改正を行うものでございます。

施行日は、平成28年4月1日としております。

以上でございます。

戸高委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

戸高委員長 委員外議員の皆さんもよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

戸高委員長 質疑もないようですので、これより採決をいたします。

本案のうち、本委員会関係部分について原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

戸高委員長 ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分について、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定いたしました。

次に、付託案件の審査を行います。

第107号議案平成27年度大分県一般会計補正予算第3号のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

進土木建築部長 第107号議案平成27年度大分県一般会計補正予算について、ご説明いたします。

議案書では1ページとなりますが、資料の2ページで説明させていただきます。

今回、提出させていただいております補正予算は繰越明許費でございます。

中段の③に記載しておりますとおり、昨年6月、公共工事の品質確保の促進に関する法律、通称「品確法」と呼んでおりますけれども、これが改正されました。

この中で、発注の平準化に向け計画的な発注を行うことや、週休2日の実現など、雇用環境の改善に向けた適切な工期の設定を行うよう、発注者の努力規定が定められております。

3ページ繰越手続のイメージ図をごらんいただきたいと思います。

最上段、当初計画の欄に発注スケジュールの一例を示しております。年度当初の予算内示後、交付申請手続などの事務を進めながら、発注準備が整い次第、適切な工期、このケースでは6カ月を設定した上で工事を発注する、これが通常の手順でございます。

しかしながら、公共工事は自然を相手にしながら、また多くの関係者との調整を行う中で、当初想定していなかった不測の事態への対応が必要となり、結果として予定時期に発注がままならない状況も往々にして生じることがございます。

こうしたときに、これまでの対応の例1でございますけれども、不測の事態は発生したものの、あくまで年度内の完成を目指し、工期を4カ月として発注を行うケースであります。実態として休日にも工事を行うなど、改正品確法の主旨にそぐわないものとなります。

また例2では、不測の事態の発生によりまして、年度末までに工事の完了が不可能となるケースでございます。この場合、3月の繰越承認まで発注を留保いたしまして、繰越承認後に発注を行うということでございます。この場合完成がおくれまして、事業効果の発揮も遅延するということとなります。

こうした課題があるわけでございますけれども、これに対応するために、中ほどの今回の欄にお示しているように、今定例会において繰越明許費を設定することによりまして、発注留保の期間が不要となり、承認後速やかに、年度をまたいだ工事を発注することが可

能となります。

結果として、このケースでは完成時期を3カ月早め、事業効果を早期に発揮できるとともに、適切な工期の設定に向けた業界からの要望に応えることになると考えております。

今回の繰越明許費につきましては、今後発注予定で、年度末までに適切な工期を確保できない工事を対象としておりまして、土木建築部全体で事業数は12事業、繰越額は8億8,900万円ということにしております。

なお、3ページの下段に示しているとおおり、発注後に不測の事態が発生し、年度内の完成が困難となったもの等につきましては、別途、3月補正において繰越明許費の設定をさせていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

戸高委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

志村委員 部長さんのお話の中に、「業界の要望にも応じ」と言われましたけれども、今回これをつくることについて、業界、特に建設業協会だと思っただけけれども、そこの意見交換というのはされたんでしょうか。

進土木建築部長 業界との意見交換会というのは毎年やってございます。その中でこの項目、ことし特に強く要望として出てまいりました。この12月の議会承認、あるいは9月にできないかというふうなことは随分前から我々の中では検討をしてくれている案件でございます。今回の品確法の改正というのがやっぱり大きなバネといいますか、きっかけというふうにも思っておりますが、内部では随分以前からこの議論はされてきたということでございます。今回このやり方で、昨日の議会でも答弁をさせていただきましたけれども、繰越額の縮減とか、業者さんも、ゆっくりと当然の工期があるんだということで工事にかかると、お互いにメリットがあるということでございまして、ぜひこれを今後とも進めていきたいというふうに思っております。

志村委員 大事なことだと思っておりますけれども、これに限らず、やっぱり協会のこの組織はどういう組織かわかりませんが、県とのいわゆるこういうことを話す窓口といいますか、協会内の総務委員会というふうになるのかわかりませんが、そういうところを決めていただくと県も話をしやすいと思うので、これに限らずに、そういう制度をやっぱりぜひ設けて、建設業協会に申し込みをして、あらゆる事態のときに相談をするという1つの窓口を開いたらどうでしょうかね。そしたら、なかなか進みやすいんじゃないかと思っております。

進土木建築部長 これまでも、県庁と建設業協会の幹部、会長等も含めて、そういう方とは必ずそういう意見交換の場を持っております。また、土木事務所長会と支部長会というのがございまして、そこの意見交換もやっております。今までかなり緊密に意思疎通をやっていきながら、しかも業界の皆さんのご意見を十分に反映しながら我々はやってきたつもりでございます。なかなか厳しいというか、できないことも多いという状況はありますけれども、できることは迅速にやっているということでございます。ご理解をいただきたいと思っております。

志村委員 業界っていうのは、ピンからキリまでの意見がありますものですから、だからその辺の判断が難しいということなので、業界として1つまとまった意見を、まとまった

形で聴取できるような制度をつくったらいいかなど、こう思っておるわけでありませう。参考にしてください。

戸高委員長 確認ですけど、済みませぬ。これは、これから発注する分についてということによろしいですね。今発注している部分については、従来どおりの対応の仕方という考え方でよろしいでしょうか。

進土木建築部長 これから発注する案件について、今回繰り越しの承認をいただいて、発注時点で年度をまたいだ工期設定をして発注していくということでございます。

戸高委員長 ほかにございませぬか。

〔「なし」と言う者あり〕

戸高委員長 ほかに質疑等もないようですので、これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

戸高委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第122号議案公の施設の指定管理者の指定について、執行部の説明を求めます。

黒木土木建築企画課長 第122号議案公の施設の指定管理者の指定について、一括して説明いたします。

議案書では40ページとなりますが、資料の4ページをお開きください。

さきの第2回定例会の常任委員会におきまして報告しましたが、土木建築部が所管する公の施設のうち、別府港北浜ヨットハーバーについては、新規で指定管理制度を導入いたしました。またハーモニーパークにつきましては、27年度末をもって更新時期を迎えることとなります。

このたび、これら2施設の指定管理候補者を選定しましたので、地方自治法の規定に基づき、指定の承認をお願いするものでございます。

まず、1別府港北浜ヨットハーバーについてです。

選定委員会にて申請団体に対するヒアリング等を行いまして、慎重かつ厳正に審査した結果、申請のあった4団体のうち、最も得点の高かった株式会社ササキコーポレーションを指定管理者に指定するものでございます。

株式会社ササキコーポレーションは、約45年間にわたり瀬戸内海・北部九州地域で複数のマリーナ施設の管理や、山口県、福岡市のヨットハーバーの指定管理を行っております。

選定理由は、類似施設の管理実績があることに加え、自社で管理しているヨットハーバーや、ほかのマリーナ施設からのビジター利用者を誘致するとともに、新規ユーザーをふやすため、中古艇の情報提供を行うなど、係船率向上に対する具体的な取り組みが評価されたためでございます。

平成28年4月1日から33年3月31日までの5年間の提案価格は、表の右側の提案価格②+③に記載してありますとおり、総額で4,630万6千円でございます。

次に、2ハーモニーパークについてでございます。

外部有識者の意見聴取、県民意見募集を行いまして、慎重に評価を行った結果、株式会社サンリオエンターテイメントを引き続き任意指定するものです。

選定理由は、ハーモニーパークは県管理区域と民間運営施設のハーモニーランド区域が

一体的に構成されておりまして、公園の効率的な管理運営や来場者の安全性確保のためには、今後も引き続きハーモニーランドの運営主体である株式会社サンリオエンターテイメントが管理することが適当であると判断されたためでございます。

平成28年4月1日から33年3月31日までの5年間の提案価格は、表の右側の提案価格⑤+⑥に記載してありますとおり、総額3億3,651万円です。

以上でございます。

戸高委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

尾島委員 ヨットハーバーなんですけど、今回が初めての指定管理ということで大変苦労されたと思うんですけど、結果としてみれば、候補者と次点の差が2点しか変わらないということで、今回この資料にありますように、提案価格としては候補者のほうが若干高いという結果になって、総合評価で選定されたと思うんですけど、この中身をちょっといただくわけにはいきませんか。どういう点で、いわゆる採点表か何かを。

黒木土木建築企画課長 採点の内訳につきましてはホームページでも公表しておりますし、その資料につきましては、後ほどまたお渡ししたいというふうに思います。

尾島委員 ホームページで公表しているのであれば、なおさら欲しかったんですけど。そして、もう1点は、もともと直営でやられていたと思うんですけど、そのときの価格がわかれば教えていただきたいのと、ハーモニーパークについても27年度で切れるわけで、それまでのいわゆる提案価格とどういう差が出ているのか、ちょっとわかりましたら。

指定管理というのは、やはり経費の縮減とサービスの向上というのが2本の大きな柱ですから、その辺の成果がどういう形であらわれているのか知りたいので、わかりましたら。

山本港湾課長 今年度の北浜ヨットハーバーの管理費につきましてですけれども、当初予算で1,178万円。28年度が今度は912万円となりますので、260万円程度安くなるということでございます。

尾島委員 5で割ると1年間900万円ちょっとになりますかね、平均で。提案価格からわかりました。

和田公園・生活排水課長 ハーモニーパークにつきましては、今回の基準価格と契約額についてはここに記載をしているとおりでございますけど、27年度までの基準価格につきましては今持ち合わせておりません。ただ、現在の契約に対する金額と今回の更新金額は税抜きでほぼ同額の契約（「ほぼ同額」と言う者あり）であります。

黒木土木建築企画課長 ハーモニーパークの提案価格ですけれども、前回は3億2,162万5千円、今回の提案価格が3億3,651万円、1,500万円ほど高くなっています、消費税の関係で。（「消費税の関係、なるほど」と言う者あり）

御手洗副委員長 この選考理由のところを詳しく、ハーモニーパーク。選定理由のところ、ちょっと区域が2つあるわけですか、これを見ると。

和田公園・生活排水課長 ハーモニーパーク自体が都市公園でございますけど、その中の一部をハーモニーランドとしてございます。ハーモニーパーク全体が25ヘクタールあるんですけど、そのうち6ヘクタールがハーモニーランド、一部が県管理区域となっております。

選定理由としまして、ハーモニーランドを運営しているサンリオエンターテイメントに

委託したほうが、その周りの公園の施設の維持管理については効率的に管理できるということで、経費も安くつくという考え方でございます。そういうことで委託が適しているということでもあります。

戸高委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

戸高委員長 委員外議員の皆さん、ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

戸高委員長 ほかにないようでございますので、これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

戸高委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第123号議案県道路線の認定について、執行部の説明を求めます。

鈴木道路建設課長 第123号議案県道路線の認定についてご説明いたします。議案書では41ページとなりますが、委員会資料の5ページをごらんください。

本議案は、国が整備を進めております中九州横断道路の現道に当たる国道57号の県への移管に伴い、新たな県道認定をお願いするものです。

2の経緯をごらんください。平成20年に地方分権改革推進要綱に基づきまして直轄国道の一部を都道府県へ移管する方針が決定され、平成25年に事務・権限の移譲等に関する見直し方針に基づき、国と移譲対象路線、区間及び時期を協議いたしまして、国道57号の犬飼―朝地間24キロメートルにつきまして平成27年度末に県に移管されることとなりました。

4の路線名及び起終点、整理番号の考え方についてでございますが、国道57号は、大分、熊本、長崎まで結ぶ広域的なネットワークを形成する路線で、今回県道認定する区間につきましても、犬飼から、千歳、大野、朝地を経て竹田を結び、県道として広域性があり、整備水準も高い道路です。

このため、竹田市から豊後大野市犬飼町までを結ぶ県道として認定することとしまして、路線名は竹田犬飼線、整理番号は国道57号の旧道に当たることから、住民にわかりやすくなじみのある57号線として県道認定することについて、議会の承認をお願いするものでございます。

説明は以上です。

戸高委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質問のある方はお願いいたします。

志村委員 中九州横断道路は竹田まで全線開通じゃないんだけど、これはいつからですか。

鈴木道路建設課長 中九州横断道路につきましては、竹田まで平成30年度開通と公表をされております。現在前倒しを要望しているところでございますが、これが平成30年度に公表をした段階では、さらに現道路の分を移譲するということになるかと考えております。

志村委員 今回、じゃ、朝地から犬飼までということですか。

鈴木道路建設課長 今回、県道として管理することになるのは、朝地インターから犬飼までとなりますが、路線としては朝地インターから竹田までを国道57号と重複させて認定

しております。

志村委員 了解しました。

戸高委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

戸高委員長 委員外議員の皆さん、質疑はありませんか。

森委員外議員 この件については一般質問でも取り上げさせていただきました。私も朝地ですけど、地元としてはやっぱり国道が県道になるということでもかなり心配の声は上がっておるところです。ただ、答弁いただきましたように維持管理等についてはこれまでどおりやっていただけ。また、国にも歩道の設置部分とか今も工事をやっていますけど、その部分ではご答弁をいただいて安心しているかと思えます。

2点ほど質問なんですけど、今、朝地インターまでを県に移管ということだったんですけど、朝地インターの管理する分、接続部分までということでもいいのかということと、あと、道の駅に関してなんですけれども、道の駅というのは通常、道路管理者が管理する部分と市町村が管理する部分と分かれています。当然、国土交通省が管理している部分というのが朝地に関してはありますが、今度その朝地―竹田間が繋がった際に、その道の駅の関係についてどうなるのかということもあわせて教えてください。

鈴木道路建設課長 まず、管理区分につきましては朝地インターのランプを経由して国道57号線となりますので、ランプが取りつく交差点の部分までが当面の県管理の部分であります。

道の駅につきましては、市が全て整備しているものか、国が一部整備している一体型かどうか手元に資料がございませんので、後ほど調べてお答えしたいと思います。

森委員外議員 あわせて、道の駅おおののほうもわかりましたらお願いします。

戸高委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

戸高委員長 ほかにございませんので、これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

戸高委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第124号議案県道路線の変更について執行部の説明を求めます。

鈴木道路建設課長 第124号議案県道路線の変更についてご説明いたします。資料の6ページをお開き願います。

県では、県道のバイパス事業で発生した旧道については、生活道路としての利用が主となることから、市町村への移管を進めております。

本議案は、位置図の黒線で示しております県道庄内久住線のバイパス事業で発生した旧道の処理に伴い、図の赤線の龍原挾間線の起点を変更し、バイパスに接続させるため県道の変更をお願いするものです。

2の経緯をごらんください。平成22年12月に庄内久住線のバイパスである五ヶ瀬工区が開通いたしました。その後、現道は由布市に移管することになりますが、県道または国道は一体となって道路網を完結させる必要があります、原則として、県道と市道の接続ができないことから、龍原挾間線の起点を図中BからAへ変更いたしまして、庄内久住線のB

からCの間を由布市道として平成28年4月1日に移管するものであります。

3の路線名及び起終点の考え方についてですが、路線名は原則、起終点の市名、町名、大字名等により決定いたします。今回、起点が由布市庄内町龍原から由布市庄内町五ヶ瀬に変更されますが、住民に長年なれ親しまれていることから、路線名は変更せず龍原挾間線のままとし、認定上の起点のみ変更することについて議会の承認をお願いするものでございます。

説明は以上です。

戸高委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

木付委員 起点の変更をBからCではなくAからBにした理由はどのようなことでしょうか。

鈴木道路建設課長 龍原挾間線につきましては、利用の状況から、由布市内の生活道路としての機能があらわれる箇所が終期になると考えています。例えばB付近に住んでいる方はどちらに行くことが多いのかということを見ると、Aのほうに向かっていって、由布市あるいは庄内のほうに向かうのであろうと、そういう交通の実態を考慮してAからBの間を認定することといたしました。

戸高委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

戸高委員長 委員外議員の皆さん、ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

戸高委員長 別に質疑等もないようでございますので、これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

戸高委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第125号議案工事請負契約の締結について、執行部の説明を求めます。

鈴木道路建設課長 第125号議案工事請負契約の締結についてご説明いたします。

議案書は43ページとなりますが、委員会資料の7ページをごらんください。

本議案は、大分市の旧佐賀関町白木で整備を進めております国道217号白木拡幅の仮称白木1号トンネルに係る工事請負契約の締結についてでございます。

本事業は延長2キロメートルの道路拡幅事業で、北側の1.3キロメートルは開通済みでありまして、残区間の約700メートルの状況を平面図に示しています。現道は茶色で示しており、線形が悪く、幅員も不十分なことからバイパスの整備を行うものです。右側の玉井トンネルは完成しており、中央の埋め立て部は護岸の整備が終わっている状況であります。本工事は左側赤色着色部のトンネル工事を行うもので、工事延長189メートル、トンネル延長172メートルです。

契約金額は6億998万4千円、工期は、契約締結日の翌日から平成29年2月23日までといたしまして、梅林・敷総合特定建設工事共同企業体と工事請負契約を締結いたしたく、議会の承認をお願いするものでございます。

説明は以上です。

戸高委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

志村委員 敷総合というところでしたか。

鈴木道路建設課長 大分市内の技術会社、八幡にある会社です。

志村委員 これ敷総合建設というんですか、正式な名前は。

鈴木道路建設課長 敷総合建設（「そうですか」と言う者あり）。

尾島委員 落札率は、近年の状況と比較してどうですか。

鈴木道路建設課長 本工事につきましても、低入札の制限額のぎりぎりでありまして、トンネル工事では標準的な落札率です。

戸高委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

戸高委員長 委員外議員の皆さん、ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

戸高委員長 ほかにないようですので、これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

戸高委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第126号議案工事請負契約の変更について、執行部の説明を求めます。

平野河川課長 第126号議案工事請負契約の変更についてご説明いたします。議案書では44ページとなりますが、資料は次の8ページをお開き願います。

本議案は、竹田市志土知にて実施しております玉来ダムの転流トンネル工事につきまして、平成26年7月4日に梅林・ミヤマ特定建設工事共同企業体と締結した工事請負契約を変更するものでございます。

次の9ページをごらんください。

変更の主な理由でございますが、トンネルの掘削を進めていく中で、当初想定していたものと異なる地質が現れたため、上の図の斜線で示した区間におきまして、掘削支保工などを変更することとなりました。

具体例としまして、区間④においては、右下の図のとおり、掘削後のトンネル内面の安定を図り、地山の崩落を防ぐため、鋼製支保工の追加を行いました。また、区間⑤の一部においては、左下の図のとおり、トンネル上部の剥落防止を目的に地山を固める材料を注入するフォアポーリングを施工予定でしたが、土質がかたかったために減っております。

これらによりまして、8ページの左下にありますとおり、契約金額は当初5億5,080万円のところ変更後5億5,286万9,280円となりまして、206万9,280円の増額でございます。

以上でございます。

戸高委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

戸高委員長 委員外議員の皆さん、よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

戸高委員長 別に質疑はございませんので、これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

戸高委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第127号議案大分県建築審査会条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

亘鍋建築住宅課課長補佐（総括） 第127号議案大分県建築審査会条例の一部改正についてご説明いたします。議案書では45ページとなりますが、資料の10ページをお開き願います。

まず1の建築審査会の概要ですが、建築基準法の規定による処分に対する審査請求の審理や、裁決を行うほか、都市計画法で定められた用途地域による建築物の用途規制の特例的な許可案件に対する同意等の役割がございます。

条例の主な改正点が2点ございます。

まずは2条例改正（1）でございます。いわゆる第5次地方分権一括法が平成27年6月に公布されました。これによりまして建築基準法で規定されていた建築審査会の委員の任期の設定が、条例に委任されることとなりました。本県の建築審査会条例におきましても、今回、新たに委員の任期の規定を追加することとなりました。

案としまして国土交通省令による参酌基準、また現在、建築審査会で実際の審議に要しております期間等を勘案いたしまして、任期を2年と設定してございます。施行日は平成28年4月1日でございます。

続きまして3条例改正（2）でございます。行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備により、建築審査会に対する審査請求につきまして定めました建築基準法第94条第1項に、今回、処分庁に対しても審査請求を行うことができる内容が追加されました。これによりまして、審査請求先としては、建築審査会に対するもの及び行政庁に対するものが前段、後段と並ぶこととなりましたので、本条例の対象となります建築審査会に対する審査請求を特定するために、資料左側の1番下にありますとおり、前段を挿入する改正を行うものでございます。

施行日は行政不服審査法の施行日としております。

また参考までに、4に現在の委員名簿、5に審査会の開催状況を示しております。

以上でございます。

戸高委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

尾島委員 最後に参考までに、審査請求は10年間で1回あったということなんですけど、この事例がわかりましたら。

亘鍋建築住宅課課長補佐（総括） 建築基準法の2項道路というのは、狹隘道路の指定がございしますが、その処分をしたことに対しまして、近隣の方からその指定はちょっと疑義があるということで審査請求が行われたものでございます。その後裁判までいった上で結審をしたということになっております。

戸高委員長 ほかにございせんか。

〔「なし」と言う者あり〕

戸高委員長 委員外議員の皆さん、ございせんか。

〔「なし」と言う者あり〕

戸高委員長 ほかにないようでございますので、これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

戸高委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託案件の審査は終わりました。

次に、執行部より報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

阿部建設政策課長 大分県地域強靱化計画について、ご説明いたします。

委員会資料の11ページをごらんください。

まず、大分県地域強靱化計画については、昨年7月7日に、太田副知事をトップといたします地域計画策定委員会を設置し、全庁体制で策定作業を進めてまいりました。これまで、4回にわたる策定委員会に加えて、学識経験者や防災ボランティアなどで構成する有識者会議を3回、さらにことし8月から9月にかけてのパブリックコメントや市町村からの意見もいただき、この10月末に策定委員会で成案をまとめ、11月16日に九州では最初となりますが、アクションプラン2015とともに決定、公表したところでございます。

次に、計画の位置づけです。当該計画は、国土強靱化基本法に基づく計画です。下の図にあるように、各部局の計画等に基づき実施される施策から、事前の防災・減災対策など地域強靱化に資する施策を抽出して脆弱性評価を行った後、改めて地域強靱化の推進方針としてまとめたものでございます。

次の12ページをお開きください。計画の構成ですが、地域計画は序章から第4章までの5つの章で構成しております。

第1章には、地域強靱化の基本的考え方を記載しております。

基本目標として、人命の保護、重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること、被害の最小化を図ること、迅速な復旧・復興に資することの4つを定めまして、地域強靱化を進めていくこととしております。

第2章は脆弱性評価ということでございます。評価に当たっての想定リスク、起きてはならない最悪の事態、評価結果などについて、記載しております。

第3章にはこの脆弱性評価を踏まえ、7つの個別施策分野と3つの横断的分野の推進方針をまとめております。

そして第4章は、計画の推進と不断の見直しとして、計画はおおむね5年ごとに見直すこと、アクションプランによる進捗管理を行うこと、プログラムの重点化、市町村計画の策定支援などを記載しております。

次の13ページをごらんください。

これは、脆弱性評価におきまして想定した35の起きてはならない最悪の事態のうち、特に重点化して取り組むべき16のリスクシナリオでございます。まず、①から④にあるように、起こり得る大規模自然災害から人命を保護するという点を重点化しております。また⑩にあるように、社会経済システムが機能不全に陥らないように、コンビナートなど重要な産業施設の損壊を回避することも、重点化しております。

次の14ページをお開きください。推進方針の例でございます。

ポイントは3点、1つ目は、土砂災害対策を例示しておりますが、ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせが重要と考えております。

2つ目は、代替性等の確保です。例は、陸・海の広域交通網の整備促進です。大規模災害時の輸送の代替性を確保するため、高速道路の4車線化や地域高規格道路の整備、海上輸送拠点である港湾の整備など、基幹的な交通ネットワーク機能が停止しないように取り組みます。

3つ目は、国や市町村、民間等との連携です。

例えば、大分臨海部コンビナートの強靱化に向けて、外周護岸の整備や総合防災訓練など官民が連携して取り組んでいくこととしています。

次の15ページをごらんください。

大分県地域強靱化アクションプラン2015の概要です。

さきに説明した地域強靱化計画を着実に推進するために、毎年度アクションプランを作成し、進捗管理を行います。

アクションプランは、主に、想定した35の起きてはならない最悪の事態ごとの取り組みの推進方針に、目標を定めた代表的な指標を示しています。

例えば、資料中段の第2章の表中にありますように、リスクシナリオの1-2) 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生を回避するために、推進計画では、ハード対策の着実な推進とソフト対策を組み合わせた対策を推進していくとしておりまして、その代表的な指標例として1番右に、海岸保全施設の整備延長や地域津波避難行動計画を策定している自治会の数など、担当部局もあわせて記載しています。

次の16ページをお開きください。

これは、PDCAサイクルによる進捗管理を図式したものでございます。

2段目にありますとおり、このサイクルは、副知事をトップといたします大分県地域強靱化計画推進委員会により管理していくこととしております。

以上が概要でございます。

お手元に、大分県地域強靱化計画及びアクションプランの冊子をお配りしておりますので、詳細につきましてはこちらでご確認願います。

以上でございます。

戸高委員長 以上で説明は終わりました。ただいまの報告につきまして、質疑、ご意見などはございませんか。

木村委員 ハード対策は財源は限られてくると思うんですが、優先順位はどのようにして決めるんですか。

阿部建設政策課長 冒頭説明いたしましたように、基本的な考え方として、基本目標として人命の保護の点を最重点といたしまして予算を優先的に充てるというふうに考えております。

木村委員 人命の保護というのはちょっと幅広い表現だと思うんですけど、具体的といたしますか、もう少し細かく。

阿部建設政策課長 人命の保護という観点につきましては、想定されるリスクで人命に被害が及ぶとされるリスクを対象にしておりますので、その中の施策につきましては、そういった先ほど申しましたリスクシナリオに対する施策の中に記載しております。

木村委員 具体的に、例えば急傾斜なら急傾斜とか、今玉来ダムをやっていますけど、あとコンビナートとか、リスクシナリオに基づいていろいろな施策が出てくるわけですよね。

それを決めるというのはどこで決めるというか、どのように今年度はこれをやろう、来年度はこれをやろう、それはどの辺でどういうふうに決まるの。

阿部建設政策課長 この地域強靱化計画につきましては、各部局の施策等を取りまとめた、方針を示したものでございますので、今、委員のおっしゃったような各施策ごとの優先度につきましては、事業の中での部門別の領域の中で優先度を策定していくということになろうかと思えます。

戸高委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

戸高委員長 委員外議員の皆様、何かございませんか。

森委員外議員 計画の推進と不断の見直し、12ページの1番下、第4章のところですけど、市町村計画の策定を支援という部分があるんですが、これ具体的にいつまでにつくるとか、市町村の指導とかその部分について今後の計画があれば教えてください。

阿部建設政策課長 この計画は、県の推進計画だけではなくて各地域の市町村を含めて計画を立案することが望ましいと考えておりまして、そのあたりの策定支援につきましては、直接的に市町村の担当者方にお集まりいただきながら、この計画の目的、あるいはこれまでの事例等、他県の先進事例等の研修会も開きながら、早期の策定についてをお願いを今しているところでございます。

現時点では、九州の市の中ではトップ、大分市のほうが策定に着手したところでございますけれども、いずれにいたしましても、県内の各市町村に対して今策定についてをお願いをしているところでございます。

馬場委員 16ページで、1年間のPDCAでこの計画をやっていくということなんですが、例えば15ページの広域にわたる大規模津波等ということになると、土木だけではなくて、生活環境部と一緒にやる部分、ソフト面とかもあると思うんですけれども、それは他の部局との連携ということを考えてときに、これをやってどういうふうなやったこと、それをチェック、そしてそれをまたアクションに残していくというのは、1年ごとにそういう部局間同士の連携、そして評価なり、そういうのを繰り返してやるということになるんですかね。

阿部建設政策課長 16ページの1番上にも書いてございますけれども、地域強靱化計画推進委員会という太田知事をトップにいたします各部局の担当者で構成される委員会の中で、各年度の前年度の実績等について評価し合って、そして、その中の課題等を踏まえて見直しの必要なものは見直すと、そういったPDCAを行ってまいります、ということでございます。

戸高委員長 地域強靱化計画自体は、県単位はみんなつくるんですが、市町村も全部、一応つくる計画になるんですか。

阿部建設政策課長 つくっていただくということ、これは義務ではなくて、つくることが望ましいということで今お願いをしているところでございます。

戸高委員長 大体、まず、大分県内市町村はほとんどつくられて……

阿部建設政策課長 現時点で意向調査等をやっておる中では、必ずしも全市町村がやりますという返事は今はいただいているところでは、特に、海岸部を含めたところにつきましてはそういった意向もあるんですが、これから県の計画が策定されましたので、これを

踏まえて検討するというふうな市町村は約半数ほどはございます。

戸高委員長 わかりました。

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

戸高委員長 では次の報告をお願いいたします。

阿部建設政策課長 土木建築部の長期計画でありますおおいだ土木未来（ときめき）プラン2015（素案）をご説明いたします。

本年第3回定例会におきまして、おおいだ土木未来プラン2015の骨子について説明しましたが、本日は、具体的な取り組みを盛り込んだ計画素案について説明いたします。

別冊でお配りしております素案の冊子を中心にご説明しますが、施策体系をA4にまとめていますので、あわせてこちらもごらんください。

それでは計画素案の4から5ページをお開きください。

初めに時代の潮流でございます。大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」の時代の潮流から、土木建築行政に係るものを再整理して4項目にまとめました。1つ目は「人口減少社会の到来」、2つ目は「価値観の多様化とライフスタイルの変化」、3つ目は「安心・安全で心豊かな暮らしの志向」、4つ目は「グローバル化と産業活動の下支え」です。

次に県土づくりの進め方でございますが、8ページをお開きください。

まず、基本理念です。つくった人の想いがこもり、利用する人々の安全・安心が守られ、次世代の人々がその価値をたたえるような県土づくりという思いを込めて「生命を紡ぐ県土づくり」としております。

9ページをごらんください。

県土づくりを進める具体的な施策を、県長計に合わせ、安心・活力・発展の3つの分野ごとに進めていきます。

10、11ページをお開きください。

安心分野では、安心な暮らしを守る強靱な県土づくりとして、治水対策の推進など防災・減災対策を中心に6施策、活力分野では、活力と潤いのある魅力的な地域づくりとして、快適な都市空間の形成などの4施策、発展分野では、発展を支える交通ネットワークの充実として、広域道路ネットワークの構築など3施策を推進します。

続いて各分野ごとに代表的な施策についてご説明します。

まず安心分野ですが、14ページをお開きください。

治水対策の推進ですが、上段に現状と課題を、下段に現プランのこれまでの成果を示しています。15ページには、今後の取り組みをまとめておりまして、ほかの施策も見開きで同様の構成としています。

ここでの現状と課題ですが、九州北部豪雨のように激甚化・頻発化する水害への対応が求められています。これまでの成果といたしまして、稲葉川ダムの完成による下流の浸水被害の回避とあわせまして、移住者が増加していることなどを例に挙げております。今後の取り組みといたしまして、治水ダムの整備や、河川改修、河床掘削、ダムの再生、内水対策、迅速・的確な避難体制の支援を推進してまいります。

このほかに安心分野では、16ページ以降の土砂災害対策の推進、地震・津波、高潮対

策の推進、交通安全対策の推進、社会資本の老朽化対策と適切な維持管理、危機管理体制の充実の各施策に取り組みます。

続きまして活力分野です。26、27ページをお開きください。

快適な都市空間の形成です。現状と課題ですけれども、都市部における慢性的な渋滞や、電柱による景観阻害等を課題に整理しております。これまでの成果では、大分駅付近連続立体交差事業や国道217号佐伯弥生バイパス整備による渋滞緩和や良好な都市空間の形成を例に挙げています。今後の取り組みとして、都市の骨格となる道路整備、道路空間の再生、都市公園の整備を推進します。

このほか活力分野では、28ページ以降の潤いある水環境の創出、快適な住まいづくりの推進、おんせん県おおいたのツーリズム支援の施策に取り組みます。

発展分野でございますが、34、35ページをお開きください。

広域道路ネットワークの構築です。現状と課題ですが、東九州自動車道が県内全線開通したものの、暫定2車線区間が多く残っておりまして、対面通行による重大事故やその際の緊急車両の通行に支障があること、また横軸である中九州横断道路、中津日田道路が整備途上であることなどが課題となっております。

これまでの成果として、今までの高速道路ネットワークの整備で、各都市間の所要時間短縮などにより、産業・観光面で効果が上がったことを示しております。今後の取り組みとして、東九州自動車道などの暫定2車線区間の4車線化の取り組みや、中九州横断道路、中津日田道路、スマートICの整備を推進してまいります。

このほか発展分野では、36ページ以降の地域道路ネットワークの充実、海上輸送拠点の強化の施策に取り組みます。

続きまして41ページをお開きください。ここでは各施策共通の基本的な考え方や留意事項である取り組みに当たっての視点を4項目掲げております。1つ目は県民参加型行政の推進、2つ目に効率的・効果的な事業の推進、3つ目は自然環境や周辺景観への配慮、4つ目は人づくりの推進です。その中で、新たな視点になります人づくりについてご説明いたします。

48、49ページをお開きください。

社会資本整備やその維持管理、さらには災害時の応急復旧などを、地域の建設産業が担っています。近年では、若年層の入職減少や高齢化が大きな課題となっております。その対策として、社会保険未加入対策や工事発注の平準化に向けた取り組みなどの就労環境の改善、経営力強化対策などの企業取り組みへの支援、広報・啓発によるイメージアップを進めてまいります。

53ページをお開きください。

土木未来プロジェクトでございます。このプロジェクトは喫緊の課題への対応や大規模事業、新たな視点での取り組みなど8つのテーマにまとめ、重点的に取り組みます。

56ページをお開きください。

例えば、南海トラフ巨大地震対策では、切迫する大地震に備え、経済のかなめである大分臨海部コンビナート護岸の強靱化を、57ページには救命・救急活動を支援するため、最優先啓開ルートの橋梁耐震化・のり面崩壊対策と道路啓開の確実な実施についての取り組みを記載しております。

58、59ページをお開きください。

九州の東の玄関口の強化では、人の流れ・物の流れを活性化させ、観光や産業の発展を支えるため、拠点化に向けた港湾の整備や高速道路ネットワークの早期整備について記載しています。

最後に、68ページに計画の進行管理について記載しており、毎年、各目標指標を中心に達成度を確認し、事業進捗上の問題点や課題を把握するとともに、着実な目標達成に向けて、事業執行等について適宜見直すこととしております。

今後の予定ですが、12月下旬からパブリックコメントを実施いたしまして、広く県民の皆さんのご意見をお聞きした上で、成案を来年3月の第1回定例会に上程する予定としております。

以上でございます。

戸高委員長 ただいまの報告につきまして、質疑、ご意見はございませんか。

木付委員 専門用語が結構出ていますよね。これは35ページのITSとか、こういう用語解説というんですか、そういうのはどうするんですか。

阿部建設政策課長 本冊子は図や写真を使ってわかりやすくという意味ではつくっておりますが、委員おっしゃられたように、土木のかなり専門的な言葉も入っておりますので、用語解説については巻末につけた上で、パブリックコメントに入りたいと思います。

木付委員 もう1点、プロジェクトのコストのことをお話ししようと思ったんですけどもカットされていますので、もうやめます。例えば、以前もらったのはコンビナートを800億円とか出ていたんですけど、今回は何か膨大な事業ですとかになっています。

阿部建設政策課長 具体的な数字については記載しておりません。

志村委員 問題は財源なんですよ。財源をどう表現するかということなんです。9年間の状況ですので、3節の13項目、ここにどういうふうに県としては予算を投入するかという、そこは1期、2期、3期の3年間ごとでも結構ですので、少なくとも第1期の3年間はこのくらい道路には幾ら、砂防にはこうだとかいうふうなことを、ある程度目標ができるで大変わかりやすいということが1つ。それはなぜかということ、やっぱりこれから道路も河川もそうだけど、維持管理、あるいは保全補修、保存、長く使うというその辺がやっぱり非常に中心になってきて、新規事業の採択というのが非常にこれで影響してくるのではないかということが危惧されます。そういう意味で、財源の確保とそれをどう表現するかというのがポイントだと思うんですが、お考えをお聞かせいただきたい。

阿部建設政策課長 この素案の中で財源については触れておりません。もちろん、ソフトハード、さまざまな施策を取りまぜておりますけれども、土木建築部のハード施策につきましては、補助金や交付金等の国からの財源というものが非常に、多々占めておまして、このあたりについては、これまでどおりにしっかりと予算の確保についての行動も含めて取り組むということはこれまでどおりですが、だからその言葉だけの表記というのが難しいということで、財源についての記述は現在載せていない状況でございます。

志村委員 だから、載せていないからこそどういうふうに乗せるというか、どういう裏づけをしていくのか。特に進行管理をするわけでしょう。（「はい」と言う者あり）管理をするわけだから、こういう予算に対してこうだったとか、成果はこうだったという数字は必要になってくるときが当然毎年来ますよね。だから、そこをどういうふうに表示するか

というのは大事なことだと思うんですけども。よく昔は、国の道路5カ年計画とかよくやりましたよね。あれが見やすいと思うんだよね。だから県にとっても、そういうふうなことが少し表現できないかなという（「全体」と言う者あり）はい。

進土木建築部長 国の計画の話が出ましたので少しお話ししたいんですけども、昔、委員おっしゃるように道路の5カ年計画、河川の5カ年、いろいろ5カ年をつけてつくって、その後に予算の裏打ちをきちっとしながらやってきたというところがございます。ただ、やはり時代の趨勢とともに、お金の裏打ちがあるというところに少し問題視されるようになってまいりました。今もう国では社会資本整備計画ということで、全部計画が1つになって、予算の裏打ちというのがないようなものになっております。

今回、県の計画の中でも財源というのは確かに委員ご指摘のように、それが我々としては本当は望ましいというふうには思いますけれども、県の厳しい財政状況の中で、それをあえて出していくことが逆にそこに1つの足かせになっていもうという面もあります。そういう面で、機動的な予算配分ということ考えたときに、果たしてそれが可能かというところもありますので、財源の裏打ちというのは、今、県の計画の中でもどこでも多分、私もほかの部の計画を詳細には見ておりませんが、なかなかそこは表示がしにくいところだろうというふうに思っております。

ただ、内容的にはかなりしっかりといろんな政策、新しい部分も織り込んでおるつもりでございます。予算の金額は書いておりませんが、相当の予算が必要だということとはご理解いただけたらと思います。これの実現に向けて執行部としては、うちの部としても一生懸命予算取りをして頑張っていきたいというふうに思っております。そういう意味でも、委員の皆様のお力添えをぜひいただければというふうに思っております。

志村委員 先ほど言いました新規の事業から非常に影響を受けるんじゃないかという思いが強いんです。例えば宇佐国見道路あたり、計画上はあるけれどもなかなか表現しづらいという、そこには財源のこともあるんだろうけれども。そういうところが影響ないような形でぜひ土木行政を進めていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

戸高委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

戸高委員長 それでは次の報告をお願いします。

山本港湾課長 RORO船の新規航路開設についてご報告いたします。委員会資料の17ページをお開きください。

12月1日に、川崎近海汽船株式会社が、新たな航路を平成28年10月に開設することを発表いたしました。

新規航路は、大分港大在地区と静岡県清水港とをRORO船、ロールオン・ロールオフ船とありますが、それによりまして20時間で結ぶ週3便の定期航路で、九州全域から農水産物や工業製品などが大分港に集められ、1便あたり最大でシャーシ160台分の貨物が関東・甲信へと出荷されることとなります。

資料の右上に写真がございますが、RORO船は、船にシャーシのみを積み込んで輸送することから、ドライバーの乗船は不要となり、ドライバーの拘束時間削減など就労環境改善にも資することから、課題となっているドライバー不足の解消にもつながります。

今回、九州側の拠点として大分港が選ばれたのは、①東九州自動車道の開通により、九

州を循環する高速道路ネットワークが形成されたこと、②さらに、中九州横断道路や中津日田道路等の地域高規格道路も着々と整備が進められていることなど、九州における大分の利便性が向上したことが決め手になったとかがっております。このことは、高速道路の開通による非常に大きなストック効果のあらわれであると考えております。

今回の新規航路開設は、大分港の利便性の向上や雇用の創出とともに、地方創生に向け、地域間競争がますます激化する中で、今後の企業進出等にもつながるものと考えております。

本県では九州の東の玄関口としての拠点化を進めることとしており、さらなる充実を図るため、港湾整備やポートセールスに引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

戸高委員長 ただいまの報告につきまして、質疑、ご意見があればお願いいたします。

木付委員 ROROというのはどういう略なんですか。

山本港湾課長 ロールオン・ロールオフ船。資料にありますように、シャーシ部分といますか、荷台部分だけを持っていくような貨物船です。

尾島委員 ちょっといろいろ聞きたいんですけど、今回は川崎近海汽船ということなんですけど、他社が既設の航路を持っているのか、ほかに計画があるのかということ。

それから2点目は、シャーシが160台搭載可能ですから、場合によっては週3便ですから、2日間か3日間にかけてバースにこれだけのシャーシがとどまるわけですね。コンテナバースあたりはあるんでしょうけど、今、大分にそれだけの場所確保が可能なかどうか。

それから3点目に、農産物と工業製品というのがありますけど、大分でいえば、農産物の比率というのは極めて低いと思うんです。ただ、ここに書かれているように、熊本とかになると、例えば夏場のスイカとかすぐ腐るものじゃありませんから、非常に需要が高いかない印象を受けたんですけど、今計画されている農産物と工業製品の比率あたりがわかればね。わからんか。（笑声）それと160台搭載可能というんだけど、今の見通し、汽船あたりが考えている採算ラインも含めてどうなのか。その辺わかればお願いしたいと思います。

山本港湾課長 他社についてですが、今、資料の右下の枠内に航路図がありまして、そこに参考ということで既存航路というのがあります。大分ー有明を24時間、東京ー大分が42時間と書いてございますけれども、それが商船三井フェリーというのが週に3便やはり（「RORO船を」と言う者あり）RORO船です。

それと、160台をあそこの大分に持ってきてということでございますけれども、一応19時半にこちらに着きまして、23時半には出ます。4時間の積み込みとかをして、23時半にはそのまま出してしまうと。次の日の夕方、19時半には静岡に着いているという状況で、実際における時間は4時間です。

尾島委員 荷物は前もって、週3日やから集まってくるんだよね。（「そうですね」と言う者あり）だから、そのあとキャパが満員になったときの広さを確保できちよるかという話なんです。

山本港湾課長 160台で、1番最大で見ますと320台ぐらい、出ると入るので集まるような状況になるわけです（「そうやな、出入りがあるから」と言う者あり）そうする

と、3万平米ぐらいという状況なんですけれども、今のところ、こちらで今処理といいますか、ご用意ができるのが約2万平米ぐらいでございます。ちょっと足りませんが、今のところそれでいけるというふうに聞いております。

進土木建築部長 今の大在のところのシャーシの置き場の件につきましては、我々も問題視しております。既存の埠頭の中でもっと活用できる場所もあります、緑地になっていたりですね。そういったところで何とか港湾特会あたりの予算を使ってやらなくちゃいけないのではないかという問題意識は持っております。

それと、実際に今週3便ということでございますけれども、これやはりフェリー業界、海上輸送業界はかなり大分というところを着目しているところがございます。今後、そういうのがふえてくる可能性も持っていますので、港湾計画自体を見直すということも必要ではないかと。またそれに応じてニーズが出てくれば、岸壁を整備するなり埠頭用地をもっとふやすなり、そういった対策も必要になってくる。そういうことも我々念頭に置いているということでございます。

以上でございます。

尾島委員 フェリーとの競合もあるんやな。

戸高委員長 28年10月の開設時点までの港湾整備は特に今ないということなんですな。
〔「はい」と言う者あり〕

吉富委員 このRORO船の関係なんですけど、このネットワークを見ますと、宮崎はどうなんです。宮崎のほうからこれが関東のほうに出ているというルートというのはあるんでしょうか。

山本港湾課長 宮崎も今関東のほうに行っているルートはございます。宮崎港からですね。

吉富委員 東九州自動車道の4車線化というものが、大変重要な問題になってくると思うんですよね。やはりこの先ほどから志村委員も木付委員もおっしゃっているのとちょっとダブるんですけど、やはりこういう事業をするのにこれぐらいのお金がどうしてもやっぱり欲しいんだという部分がある程度言っていたかかないと、それがあれば、私たちが動くのに大変動きやすいという部分も実はあるんですよね。ですから、例えばこの東九州の4車線化も含めた部分はこのRORO船に対する将来の、宮崎は農業王国ですから、やはりその辺の物流を大分から出すというのは、大きなやはりインパクトもあるので、実際今私は別府ですけど、大分の西大分、それと別府、今もう西大分がほとんどなんですけど、物流のフェリーが物すごく多くやはり朝入ってきているんですよ。それがどこに行くのかなといつも見ていると、ほとんど宮崎のほうに向けて走っているんですね。ですから、その辺のところを考えると、やはり高速道路の4車線化というのはぜひとも一生懸命やってもらいたい部分があるので、こういうものと含めた、全てのものを含めた中で、やはり年度ごとに最低これぐらいの予算は確保したいんだというものを言っていたら出してくれるほうが本当はありがたいなということを思っていますので、要望としてぜひお願いしたいんですけど。

戸高委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

戸高委員長 それでは、次の報告に移ります。

先般10月1日に、建設業協会のほうから当委員会あてに要望書をいただきました。そ

の7つの項目について取り扱いを検討する必要がありますので、執行部に状況の説明をお願いしております。

阿部建設政策課長 大分県建設業協会からのご要望につきましては、私どもも意見交換会、特に協会の本部はもちろん、協会内にあります土木委員会であるとか建築委員会といったような専門の委員会なども含めて、真摯に対応させていただいているところでございます。

それでは、要望内容における現在の取り組み状況につきまして、各関係課からご説明いたします。

委員会資料は18ページ以降でございます。資料の構成としまして、左から要望項目、要望内容の要旨、現在の取り組み状況、今後の対応等について記載しております。

私からはまず3点ご説明いたします。1県の公共事業予算確保について及び2公共事業予算確保に向けた国への要請につきましては関連しますので、一括してご説明いたします。

27年度補正予算及び28年度予算におきまして、公共事業に重点を置いた十分な予算の確保と国への要請をお願いするという内容でございます。

土木建築部では部長期総合計画の策定を進めており、県政の基本目標であります安心・活力・発展の大分県づくりに向けて、これまでも社会資本の整備・維持管理に取り組んでまいりました。

今年度の県予算は総額約6,086億円、前年度比2.8%の増で、2年連続のプラスとなる積極予算でございます。また投資的経費は約1,268億円となっている状況です。

地方創生を支え、九州の東の玄関口としてのポテンシャルを最大限発揮するための地域高規格道路や港湾など、まだまだ整備途上でございます。また、近年の頻発・激甚化する集中豪雨や南海トラフ巨大地震に備えた防災減災対策も不可欠です。

今後も、安心・活力・発展の大分県づくりを着実に進めるためにも、社会資本整備に必要な予算の確保に努めていきますので、議員の皆様方のご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

また、国に対しても、事あるごとに予算確保の要望を行っているところでございます。先月6日、13日と、知事においては、全国知事会国土交通常任委員長、九州地方知事会長としても、今年度補正予算や平成28年度予算編成におきます安定的・持続的な公共投資により、地方創生を支え強靱な国土づくりを進めるために、今年度を上回る社会資本整備予算を確保するよう、国に直接訴えてきたところです。

また、議員の皆様におかれましても、再三にわたり、国等への要望活動を行っていただきまして、まことにありがとうございました。厚くお礼申し上げます。

続いて、3適正な工期設定と発注時期の平準化についてでございます。

19ページをごらんください。

週休2日の確保など、適正な工期の実現と、発注の平準化をお願いするという内容でございます。

工期の設定につきましては、週40時間労働制にのっとりまして、気象条件や現場条件を考慮して工期設定を行っているところでございます。

発注・施工時期の平準化につきましては、所要の当初予算確保と用地ストックの確保が前提となりますが、予算成立後は早期発注に努めるとともに、ゼロ県債や年度をまたがる債務の活用、さらに、先ほどご説明いたしました11月補正予算での繰越明許費の設定な

どにより発注の平準化に努めてまいります。

今後も、適切な工期が確保できる執行計画を立て、計画的な工事発注に取り組んでまいります。

以上でございます。

高橋公共工事入札管理室長 私からは公共工事入札管理室に関する部分の説明を行います。

4 最低制限価格及び低入札価格調査制度の失格基準についてでございます。

まず、最低制限価格を引き上げてもらいたいという内容でございます。

最低制限価格は、契約の内容に適合した履行を確保するための制度であり、工事の品質低下や下請企業・労働者へのしわ寄せ、あるいは安全管理の不徹底を招く、いわゆるダンピング受注を防止するためのものがございます。

大分県の最低制限価格につきましては、国の算定式を参考に業者が工事に要した経費の実態を考慮して決定しています。

最近では平成25年7月に、おおむね86%から88%、2%程度引き上げておりますが、さらなる引き上げにつきましては、今後の応札状況や景気、国の動向等を見きわめながら判断していきたいと考えております。

失格基準価格の引き上げにつきましても、最低制限価格と同様に判断していきたいと考えております。

なお、低入札価格調査制度の対象工事につきましては、平成24年度までは1億円以上でありましたが、業者が工事に要した経費の実態を考慮して、平成25年度の改正で現在の3億円以上としたところでございます。

この改正により、対象工事件数は非常に少なくなっております。

次に、5入札制度の改正でございます。20ページをお開きください。

総合評価落札方式の評価方法について要望が出ておりますが、総合評価落札方式は価格と品質が総合的にすぐれた調達を目的としており、企業の技術力や過去の成績などを評価して落札者を決定しています。

評価方法の見直しは毎年行っておりますが、要望事項につきましては、総合評価の理念に照らし合わせて検討していきたいと考えているところです。

また、一般競争入札において、現行の20者程度を10者から15者程度に見直ししてもらいたいとの要望でございます。

これにつきましては、全国知事会で取りまとめた指針において、応札可能者は20者から30者を原則とするとされております。本県としましても、最低20者が競争性確保のために必要であると考えております。

指名競争入札につきましては、当該地域での工事实績等からみて、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できるかを総合的に勘案して、指名させていただいております。

私からの説明は以上でございます。

鈴木道路建設課長 6霧による高速道通行止対策についてでございます。

代替道路となる既存一般道の整備、バイパスの整備という内容でございますが、このうち国道210号につきましては、大分市横瀬から挾間町向之原間の拡幅をこれまでも国に要望しており、本年11月には知事が国土交通省へ出向いて要望を行ったところでござい

ます。

現在道路を管理している国土交通省では、当面の措置として、渋滞のボトルネック箇所となっており、狭間三差路、医大バイパスの入口で交差点改良を含む工事、具体的には大分向き左折レーンの延伸を実施しております。

また、速見インター側から別府方面への迂回路となっており、県道日出山香線の国道10号との交差点のように、著しい渋滞が発生する箇所につきましては、霧による通行止めの際に交通量調査等を行いまして、国や警察等関係機関と対策を検討してまいります。

このほか、速見インターから別府インターへ抜ける別府山香線についても着実に整備を進めております。

以上でございます。

黒木土木建築企画課長 7 専門高等学校の土木科クラス増及び生徒就職指導についてでございます。

21 ページをごらんください。

まず、土木建築クラスの増につきましては、土木建築系の進学を目指す生徒をふやすことが重要となります。そのため、県としましては、小中学生向けの現場体験学習、土木未来（ときめき）教室と言いますが、これを開催するなど、ものづくりの面白さ、建設業のもつ魅力を積極的にPRしているところでございます。

次に、生徒就職指導についてですが、県内の工業系高校を卒業した生徒の進路状況を見ますと、建設業界に就職した割合が5割を下回っておりまして、加えて、その半数が県外企業へ就職しているといった現状がございます。

若手技術者の確保は重要な課題と認識しておりまして、これまで、入札参加資格申請における新規学卒者雇用の加点措置や、建設業PRパンフレットの作成など、建設業の入職促進に取り組んできたところでございます。

特に、高校生に対する入職促進の取り組みとして、今年度、教育担当部局と連携し、県下高校生に対する合同企業説明会に建設業の専用ブースを設置しました。

また、先月には、大分工業高校や日本文理大学の生徒らを招き、建設業への入職促進を目的とした座談会を開催したところでございます。

今後とも、建設業を志す生徒がふえるよう、会議等のあらゆる機会を通じて、教育担当部局に要望の趣旨を伝えてまいります。

以上でございます。

戸高委員長 ただいまの報告につきまして、質疑、ご意見などはございませんか。

尾島委員 先般のこの委員会での懇談会の際に、少しメモをした部分で、特に最近20年間で仕事がやっぱり激減していると。そういった中で、当然事業量の減少によって収益が悪化して会社が成り立たない。そういった中で後継者の問題であるとか、それから技術の伝承、そういったものが非常に難しくなっているの、仕事をふやしてくださいというのが前提であります、地域の産業として、やっぱり建設業に育ててほしいということ。それから、災害時あたりに大きな役割を果たすわけですから、そういった評価も十分にしてほしいという声がありました。それが1点。

それから、2点目に、最低制限価格なんですけど、現在88%ということなんです。そして、他県を見ると、九州各県を見ると、もう90%以上に上がっているところで随分

あると。ここでは95%という要望を出していますが、できたら95%が理想なんだけど、やっぱり90%とかそういう数字に引き上げてほしいという声がありましたので、そのことは申し上げたいと思います。

それから、ちょうど高等専門学校 of 土木科の云々というのが最後にありましたけど、ちょうど先般私も一般質問をしたんですね。この前の業界の声は、やはり教員の確保もお願いしたいと。私の質問の中にあっただように、専門科がどんどん縮小される中で、教員を定期的に採用していくというのはやっぱり県教委も難しいみたいなんですね。そうすると、どうしても臨教とか臨時講師に頼らざるを得ない。そうなれば、本来技術とか技能とか、場合によっては教え方とか、大分県独自のノウハウとか、そういったものが学校の中で継承されていなくて、結局生徒が入ってきても、本当の教育というか実習面の例えば技能技術、専門的な技能技術が、やっぱりなかなか生徒の身についていかないという実態があるみたいなので、そのこともぜひ関係課のほうから、教育委員会のほうに強く申し上げていただきたいなというふうに思います。ちょっと気づいた点。

以上です。

黒木土木建築企画課長 まず、1点目の地域の産業、また災害での貢献度ということでございます。

これは、委員おっしゃったとおりでございます。地域の基幹産業として建設業は活躍しているわけでございます。

また、災害時の、緊急時の出勤についても非常に重要な役割を果たしているという認識でございます。また、その評価につきましては、例えば総合評価落札方式における地域貢献度として、本店の所在地であったり、また県と業者との災害協定を結んでいる業者に対する評価であったり、そういったところのインセンティブというのは考慮していくということでございます。

それと、教員の確保につきましては、やはりこれだけ、要はクラスが減って、希望する生徒が少ないという現状を何とかするのが（「1番1番」と言う者あり）1番だと思えます。（「それが1番です」と言う者あり）その辺に土木建築部としては、土木の建設産業の魅力を伝えたり、イメージアップを図りながら、将来を担う子供たちにそういったところの魅力をしっかり伝えていきたいというふうに考えております。また、それと同時に、県教委に対しても、こういう現状をしっかりと伝えていきたいというふうに考えています。

以上です。

高橋公共工事入札管理室長 最低制限価格のお話でございます。

先ほど私から大分県はおおむね88%という説明をさせていただきました。大分県の最低制限価格の決め方は、工事の中の費用ごとに一定の割合を掛けて、これだけあればしっかりした契約の内容に適合した工事ができるだろうということで最低制限価格というのを使う。詳しく申しますと、工事の価格の中に、実際工事をするために必要な材料とか労務費を、これ直接工事費と言います。この部分と、現場で安全管理に要する部分があるとか、現場の従業員の手当の部分とか、本店、支店の従業員の手当そういったもの、諸経費というのがございますけれども、諸経費の中にも、少し細かく分かれるんですが、大分県の場合、直接工事費についてはどんなに頑張っても我々の積算の0.95、これぐらいは工事をするのに必要だろうというところ。また、諸経費につきましても、それぞれの項目で何

%という率を掛けて出して最低制限価格を決めております。

それで、工事の内容によっては、大分県の最低制限価格の算定式でも最低制限価格の割合が90%になったり、あるいは87%になったりということで、工事の内容、規模によってその率は変動するものでございまして、現在決まっているのは、その率を出すための算定式ということでして、この算定式につきましては、平成25年に上げたときに、実際工事が終わったときに施工者から出していただいた精算納付工事の内訳を基に分析いたしまして、一般管理費のところを確保するために、現場の安全を確保するための費用とかそこら辺は少し少なくなっているんじゃないかなということで、2%ほど上がるような式に平成25年7月に変えております。あくまで最低制限は工事の品質をしっかりと安全にやってもらうための価格の設定でございまして。他県も、大分県と同じような式を使っているところは福岡もございまして、熊本も同じような式を使っています。それで、工事によって率が変わりますから、そこは、協会さんは大分以外はおおむね90%という判断をしているでしょうけれども、うちのほうとしては……

尾島委員 そういう言い方をしてました。大分はちょっと低いんだと。他県はもっと上がっているという言い方をしてましたので、ちょっとそこを申し述べたまでです。

高橋公共工事入札管理室長 うちのほうとしては、大分と福岡は同じ式を使っている。熊本のほうも、大分に近い式を使っているということでございまして。（「そうです、90%ち言いよったですね」と言う者あり）

戸高委員長 ちょっと認識が違っておったですね。（「低いという話やったですよ」と言う者あり）

尾島委員 低いというのは、どげえ思う。そげ言いよったろ、何か。よそはもう（「そこは、それ1番専門家」と言う者あり）90%から92%を超えちよる。（「そういう話は聞きました」と言う者あり）

志村委員 実態をもうちょっとよく、他県のことを言ったらいいと思うんですよ。それを聞かないと認識できないから。（「数字だけですね、言いますから」と言う者あり）うん。

高橋公共工事入札管理室長 他県の状況を言いますと、福岡県と大分県が国の中央公共工事契約制度運用連絡協議会という組織がありますけれども、そこが出したモデル式をそのまま使っております。熊本県は、それに少しランダム係数と言いまして、1%に満たない率を補正して上げたり下げたりしているところがございます。

あと、佐賀県、長崎県は、独自の式を使っております、宮崎県は、式そのものが非公表ということなんです。

戸高委員長 ちょっと口頭でわかりにくいので、それ出せますか。

高橋公共工事入札管理室長 資料としては、全国的な資料といたしまして、一般社団法人の全国建設業協会が出した資料がホームページにアップされていますので、後ほどこれを各委員のほうにお配りしたいと思います。（「はい、よろしく」と言う者あり）

志村委員 我々認識しなくちゃいけないのが、大分県以外は全部90%以上だと、高いんだというそれは違くと、ちゃんと認識しないといかんと思う。それをもうちょっと言ってくれるといいと思うけど。共通認識で持つべきだと思うので、そこはちゃんと示してください。

阿部建設政策課長 その件で、最低制限価格の算定のやり方は、今、室長のほうが申しましたけれども、例えば建築工事をやると当県算定式において90%出るとか、工種によって全然違うというのが1点ございます。また、この制度そのものは、皆さん最低制限価格のところでは協会さんをよく言いますが、入札制度というのは、最低制限価格の1本で成り立っているものではございません。全体的な、総合的な入札制度の中で、大分県はこの方式をとっておりますし、特に、各県で例えば一気に一般競争入札を導入したある県は、非常に競争が激しくなって大変なことになったと。そういったことの背景の中でいろいろとやりくりをしたというふう聞いておりますし、結果的にそれは入札制度として右往左往しているというような悪循環を繰り返しているということも聞いております。

したがって、しっかりとした入札制度は、全体を見て、そして県内の入札等の状況も踏まえて総合的に判断すべきものと考えておりますので、その点のご理解をいただきたいと思っております。

戸高委員長 1回要望に行って、口頭で回答をいただいた上で懇談会をやったらまたその話だったものですから、非常にその認識が実施されていなかったというのがありましたので、その意味で、さっき書面でという話が出たのでですね。

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

戸高委員長 委員外議員の皆様はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

戸高委員長 それでは報告を終わります。

この際、その他全般にわたって、何かありませんか。

山本港湾課長 先ほど尾島委員から要望がありました北浜ヨットハーバーの選定結果の資料をご用意しましたので、お配りしてもよろしいでしょうか。（「後でもらえばいいです」と言う者あり）

戸高委員長 事務局にお渡しください。

菖蒲道路保全課長 先ほど森委員外議員のほうから、国道57号線の移管に伴って、道の駅の管理の件についてご質問をいただきました。ちょっとご本人はご退室になったんですけれども、説明をさせていただきたいと思っております。

まず、道の駅おおの、こちらにつきましては、豊後大野市の単独設置でございますので、移管後、影響なく今までどおりということになります。

それから、道の駅あさじでございますが、こちらの道路管理者である国土交通省と豊後大野市が一体的に管理をしておりますので、その部分の管理については、今、道の駅の所在地が、今回移管部分の外、竹田寄りになりますので、今回の移管には影響をしません、今後竹田まで例えば完成して、移管の協議が行われる中で、その旧道部分、現道部分が県に移管ということになれば、そのときは道の駅の道路管理者の部分が県に移管されるということになります。森議員には、別途説明に上がります。

以上でございます。

志村委員 第127号議案の審査会、あるいは審議会というのが土木建築部の中には幾つかあると思うんですけれども、そのあり方についてちょっとお話をしたいんですが、この人数は5人以上となっておって、大分県は7人という条例をつくっておるんですけれども、

人数は最低人数で、専門性の高い議論をするということが私はいいいじゃないかなと思うんです。都市計画審議会に県議会から数名出しておりますけれども、我々ちょうど任期が来たものですから、3人自主的に辞任をしました。都市計画審議会の人数を減らしたんですね。ずっと参加していても、中には一言も発言しない委員もいらっしゃる。だから、その辺はより専門性が高いものだから、何人以上ということになると、もうその何人で、最低の人数でより専門性の高い審議会や審査会にして、行革も含めて率先して土木建築部、そういうことをしたらどうかというふうに提案したいと思っております。少ない金額ですけども、積もれば結構な額だと思いますので、それはひとつそういう方向がいいと思いますが、どうでしょうか。

進土木建築部長 お申し出、ありがたいと思っております。長年続いている委員会もございまして、我々もどうしてこうなっているのかなと悩むときもございまして。最低限が望ましいというご意見は県の行財政の改善にもつながりますし、大変ありがたい意見だというふうに思っております。

以上です。

志村委員 そのかわり、専門性を高めた委員会にするように、ひとつお願いします。

(「はい」と言う者あり)

戸高委員長 1点済みません、公共工事入札の件で、事業主体が病院局で違うんですが、これまでの不調の経過と、今後どういう対応になるのかだけご説明をいただきたいなと思います。

加藤施設整備課長 今お話のとおり、第1回の公告の結果、不調に終わりました。その後、その原因についてこれまで検証をしてきているわけなんですけれども、まずは工事の手順の見直し。それから単価、労務費を含めた単価の見直しを今やっているところでございます。これを今年度中1月に向けて最終的な取りまとめをした上で、今年度中に再公告、できれば来年度6月の議会で承認をいただきたいというスケジュールの中で今動いているところでございます。

以上です。

戸高委員長 ということは予算を増額……

加藤施設整備課長 増額になります。

戸高委員長 どのくらい開きがある。

加藤施設整備課長 これが10億円超えるような開きがございまして、その詰めを今しているところでございます。そこまでは上がらないにしても、かなり大きな金額の開きになっております。

戸高委員長 患者さん等も、病院ですから非常にそういう心配をされている方もいらっしゃると思いますので、ぜひスムーズに行くようにですね。

加藤施設整備課長 病院局のほうとも十分連携をとりまして、工事の進め方、最終的なスケジュール、工期についても十分協議を今重ねているところでございます。

戸高委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

戸高委員長 それでは土木建築部関係の審査を終わります。

執行部の皆さん、また委員外議員の皆さん、大変ありがとうございました。

〔土木建築部、委員外議員退室〕

戸高委員長 次に、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中の継続調査をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

戸高委員長 それでは、所定の手続をとることにいたします。

次に、今後の委員会活動についてですが、先ほど説明がありました建設業協会からの要望を受けた内容について、これを踏まえて今後どうするかということで皆さんにご意見をいただきたいと思っております。今の説明を受けた後、これをどうするかということだけちょっと確認をしたいと思っております。

〔協議〕

戸高委員長 では、出向いて報告をするということで、出向くメンバーについては一任でよろしいですか。皆さんのお時間もありますし。

〔「はい」と言う者あり〕

戸高委員長 それでは、そのようにいたします。

それと先週の12月4日に佐伯、別府、宇佐、中津の4カ所について調査を行いましたけども、各事業の進展を当委員会としても積極的に支援することが大事であろうかと思っておりますが、これを今後どのように取り組むか、意見がありましたらお聞かせください。

〔協議〕

戸高委員長 それでは、文書を持って執行部に要望に行くということにいたします。

このほか、何かございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

戸高委員長 別にないようでありますので、これをもって本日の委員会を終わります。

本日はありがとうございました。